

# おやすみ 市議会だより

No. 72  
2021. 10. 15



… 目次 …

- 2面～3面 9月定例会の概要等
- 4面～9面 質疑・質問
- 10面～16面 議会活性化特別委員会最終報告・肱川流域治水対策特別委員会中間報告・委員会審査・議会日誌等

檜谷棚田(大洲市戒川)



●発行 大洲市議会 〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の1 ☎0893-24-1730  
<https://www.city.ozu.ehime.jp/>

# 令和3年9月定例会

令和3年第3回定例会が8月2日から8月18日までの17日間の会期で開かれました。

今定例会初日、市長から一般会計補正予算をはじめとする議案17件が提出され、その後、2日間で6人の議員が全議案に対する質疑と市政全般にわたる質問を行いました。

各常任委員会の審査を経て、最終日には、追加議案等を含めて採決が行われ、いずれの議案も原案のとおり可決・認定・承認・同意しました。

(詳細は次ページ以降)

## 一般会計予算 歳出の主な事業

### 総務費

#### ●旧岩谷小学校校舎等解体工事設計業務

(山鳥坂ダム建設事業の進捗により令和4年度に解体する必要があるため、設計業務を委託する。)

497万2千円

#### ●肱川地区複合公共施設整備事業

(支所や公民館、図書館など隣接する4つの公共施設を集約し、肱川地域の復興のシンボルとなる施設を整備する。)

4億827万4千円

### 衛生費

#### ●新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業

(ワクチン接種を集団接種に変更したことによる事業費の追加及び調整を行う。)

7,710万5千円

#### ●簡易飲料水施設事業補助金

(山間地域において日常の飲料水を確保することが困難な地区が発生したため、地域住民の飲料水を確保するための施設整備に対し補助する。)

316万8千円

### 農林水産業費

#### ●農地中間管理機構事業

(農地の貸し手と借り手の中間的受け皿となる農地中間管理機構を活用し、担い手への農地利用の集積・集約化に取り組む地域に対し、協力金を交付する。)

319万2千円

#### ●普及組織先導型革新的技術導入事業費補助金

(県内に普及していない革新的な技術や取組について、高い技術力を持った農業者が普及組織の指導の下、先駆的に取り組む場合、導入する施設、機械の整備等を支援する。)

149万6千円

#### ●大洲市林業総合センター改修事業

(建築後35年が経過し、板張りの外壁の劣化や窓枠の老朽化等が著しく進んでいるため、外壁を中心とした大規模な改修を行う。)

5,700万円

◆議案【市長提出分】

番 号	件 名	結 果
第 64 号	令和 3 年度大洲市一般会計補正予算（第 8 号）	原 案 可 決
第 65 号	令和 3 年度大洲市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	原 案 可 決
第 66 号	令和 3 年度大洲市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	原 案 可 決
第 67 号	大洲市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定について	原 案 可 決
第 68 号	大洲市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特例措置に関する条例等の一部改正について	原 案 可 決
第 69 号	大洲市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	原 案 可 決
第 70 号	大洲市手数料条例の一部改正について	原 案 可 決
第 71 号	大洲市公民館条例の一部改正について	原 案 可 決
第 72 号	大洲市普通公園条例の一部改正について	原 案 可 決
第 73 号	大洲市営住宅条例の一部改正について	原 案 可 決
第 74 号	新畑の前橋修繕工事（第 2 期）の請負契約の締結について	原 案 可 決
第 75 号	白滝大橋修繕工事（第 2 期）の請負契約の締結について	原 案 可 決
第 76 号	新畑の前橋修繕工事の請負契約の変更について	原 案 可 決
第 77 号	白滝大橋修繕工事の請負契約の変更について	原 案 可 決
第 78 号	健康都市宣言について	原 案 可 決
第 79 号	令和 2 年度大洲市企業会計決算の認定について	認 定
第 80 号	専決処分した事件の報告並びに承認を求めることについて	承 認
第 81 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	同 意

◆議案【委員会提出分】

番 号	件 名	結 果
—	議会活性化特別委員会の調査結果について	承 認

◆報告

番 号	件 名	結 果
第 8 号	一般社団法人キタ・マネジメントの経営状況を説明する書類の提出について	受 理
第 9 号	ひじかわ開発株式会社の経営状況を説明する書類の提出について	受 理
第 10 号	株式会社清流の里ひじかわの経営状況を説明する書類の提出について	受 理
第 11 号	株式会社ゆうとびあ河辺の経営状況を説明する書類の提出について	受 理
第 12 号	担い手公社河辺やまびこ有限会社の経営状況を説明する書類の提出について	受 理

**9 月定例会の日程**  
(8月)

2 日 本会議（開会、提案説明）

10 日 本会議（質疑・質問）

11 日 本会議  
（質疑・質問・委員会付託）

12 日 総務企画委員会  
厚生文教委員会  
産業建設委員会

13 日 本会議（委員長報告・質疑・  
討論・表決、閉会）

18 日 本会議（委員長報告・質疑・  
討論・表決、閉会）

**人事案件**  
(敬称略)

◆人権擁護委員

大本 昭裕（豊茂）  
山本 武（平野町平地）  
笹木真理子（肱川町山鳥坂）  
壽野 公英（河辺町河都）

任期 令和 4 年 1 月 1 日  
から 3 年

中野 寛之議員



録画  
配信中



一問一答方式

- ① 肱川の危険箇所マップ作成
- ② 出生届のワンストップ化
- ③ 地域の防災力向上
- ④ 東大洲こども園

肱川の危険箇所マップ作成について

**問** 河川管理者や民間の方々と協力するなど、川の怖さや具体的な危険箇所を児童・生徒及び親世代にも周知する取組ができないか。

**答** 市内の小学校では、各学校で校区内の河川や海、ため池などの危険箇所マップを作成、配布し、児童及び保護者に対し啓発を図っています。また、毎年年度初めや長期休業前に、警察、大洲市青少年センター及び市内小・中学校、高等学校

が作成した「生活のきまり」と題した文書を小・中・高校生及び保護者に対して配布し、城山下の可動堰など危険な場所での遊びや、指定地域外、指定時間外での水泳の禁止や、川や池、海へ一人で遊びに行かないなどといった注意喚起を図っています。さらに、小学校では子供だけで遊びに行かないよう指導しています。

肱川での水難事故防止に向けて啓発をより強化したいと考えており、過去の事例などを踏まえ、肱川での遊泳が危険な箇所を子供から大人まで周知できるマップなどの作成に向け、今後、河川管理者である国土交通省大洲河川国道事務所、愛媛県大洲土木事務所、警察署及び消防署、また川の流れなどの状況に詳しい市民の方など、関係機関、関係者の協力をいただき、作成に向けて検討したいと考えています。

出生届のワンストップ化について

**問** 出生届を出産直後の母親が提出するのは大変だと思うが、なるべく移動させないよう対応する改善はできないか。

**答** 本市では年間230名の新生児が誕生していますが、出生の届け時には、関連して必要となる手続の一覧表をお渡しするとともに、申請者に応じて必要な窓口をお知らせするなど、産後の母親だけでなく、あらゆる市民の方に寄り添った対応を心がけています。

出生届後の手続のワンストップサービスの提供は、申請者の負担軽減や滞在時間の短縮、手続漏れの防止の観点からも、今後取り組んでいく必要があると認識しています。ワンストップ窓口開設のために必要な人員の確保、システム改修など課題もありますので、先進事例の取組状況を参考に、デジタルトランスフォーメーション推進と併せて検討を進めていきます。

東大洲こども園について

**問** 東大洲こども園には送迎用の駐車場がなく、送迎時には交通量の多いこぶし通りを横断する必要があるが、雨天時や複数の子供の送迎時には、ヒヤリとする場面を目撃しているが、現状の改善はできないか。

**答** 園の近くに本市が所有する土地がないことから、駐車場の確保には大変苦慮しており、現在は近隣施設の所有者のご厚意により、送迎用駐車場として使用させていただいています。

東大洲こども園を改築する時には、菅田こども園、大洲こども園のように送迎用駐車場を確保することとしていますが、それまでの間は、引き続き近隣の施設所有者や地元住民の理解を得ながら、駐車場の確保に努めたいと考えています。



こぶし通り

## 大野 立志 議員



### 一問一答方式

- ① 新型コロナウイルスワクチン
- ② 決算概要と財政
- ③ 第3期防災行政無線デジタル統合化整備事業及び情報通信基盤整備事業

### 新型コロナウイルスワクチンについて

**問** ワクチン接種後の副反応の発生状況とその対応をお伺いする。

**答** 8月5日時点で、1回目の接種を終えた方が2万1,792人、2回目の接種を終えた方が1万7,543人です。接種会場で救護対応を行ったのは64件で、そのうち救急搬送を行ったのが5件です。症状は気分の悪化や血圧の変動

によるふらつきなどが多く、ほとんどの方が接種会場内での処置で回復しています。会場で十分回復しなかった方は念のため救急搬送し、いずれも医療機関での処置により、その日のうちに回復しました。

なお、接種当日や数日後に体調が悪くなり、病院で治療を受けた方や入院された方から、予防接種後健康被害救済制度の申請について3件の相談がありました。この制度は、予防接種後に発生した健康被害で国が予防接種との因果関係を認めた場合に医療費等が支給されるもので、申請があった場合には定められた手続ののっとり、処理を進めていきます。

### 決算概要と財政について

**問** 財政規律を堅持するガイドラインの作成状況をお伺いする。

**答** 現在の財政状況は、学校耐震化など大規模事業や豪雨災害からの復興事業のほか、交付税額の減額など一般財源の確保にも苦慮するなど大変厳しい状況です。

その対策として、財政指標のほか中・長期的に健全な財政運営を行う

ための考え方を方針として定め、公共施設等の整備、改修、その他事務事業実施の優先順位などを検討できるように、昨年、大洲市財政健全化推進委員会を立ち上げました。会では、実質公債費比率を10%程度で運営できる財政体制をつくるためガイドラインを作成しますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響の長期化など、今後の財政への影響等の見込みが難しい状況であるため、現在は、令和2年度の決算状況を踏まえ、今後の財政指標の推移等の分析を行っています。

そのため、具体的に市の考え方を提示できる段階ではありませんが、今年度中には今後の財政方針や目標数値を整理する考えです。

### 第3期防災行政無線デジタル統合化整備事業及び情報通信基盤整備事業について

**問** 工事の進捗状況及び供用開始時期はいつ頃になるのか。

**答** 第3期防災行政無線デジタル統合化整備事業は、市民に災害情報等を確実に迅速に伝達することはもちろん、肱川・河辺地域の無線施設をアナログ方式からデジタル方

式への更新が必要となったことから整備を進めているところで、工事全体を通して当初の計画どおり進んでおり、供用開始は令和4年4月からの予定です。

情報通信基盤整備事業は民設民営方式で整備を進めていますが、令和2年12月の着工後、現地調査や基地局の整備、支障樹木の伐採、光ファイバの敷設等を順次実施しています。

長浜局内の今坊、仁久、上老松、下須戒は既に整備が完了し、8月31日から供用開始です。大洲局内の平野町平地と平野町野田の一部や、北只、下松尾を除く南久米地区、菅田町大竹は、9月までに整備が完了し、10月末から供用開始の予定です。

このほか、新谷、八多喜、白滝、肱川、河辺、森山、櫛生、豊茂の8つの基地局は、4月から5月にかけて支障樹木の伐採を実施しており、順次光ファイバを敷設する予定です。これらの基地局での供用開始予定は、令和4年2月から3月で、整備が完了した局舎単位で始めますので、供用開始時期や地元説明会の日程等は随時お知らせします。

弓達 秀樹 議員



一問一答方式

- ① 公衆浴場
- ② 水難事故防止対策
- ③ 市立大洲病院

公衆浴場について

**問** 本市の考え方として公衆浴場は今後も必要と考えるか。

また、全国で見られる公衆浴場への一般的な補助制度を制度化する考えはないか。

**答** 料金が統制されている銭湯など一般的な公衆浴場は、市民の日常生活の中で公衆衛生上必要なものとして、またコミュニティ形成の場としての役割を担ってきましたが、市内ほぼ全ての家庭に風呂が普及した

現在ではその必要性は薄れていると考えています。

公衆浴場への補助制度は、愛媛県の補助制度の廃止を受け、大洲市でも廃止しました。なお、現在は経営に対する負担軽減として、固定資産税額の3分の2相当額の軽減措置を行ったり、上下水道使用料も一般の料金体系より低い料金を設定しています。補助制度については、市内のほぼ全ての家庭に風呂が普及している現状を踏まえ、公衆衛生の面から新たに制度化を検討する必要はないと考えています。

水難事故防止対策について

**問** 二度と水難事故が起こらないような対策が必要と考える。河床の断面を表示する表示板を目に留まるような場所に設置したり、富士橋付近を遊泳禁止区域にするなど様々な防止対策を行ってほしいが、具体的な対策をお聞かします。

**答** 今後の水難事故防止対策としては、肱川との共生を図る観点から、条例で規制するよりも危険を周知する警告表示板を設置するほうが

現実的です。今後、危険箇所の洗い出しや、分かりやすい表示内容等を河川管理者や警察署、消防署などと協議したいと考えています。

また、現在進めている「肱川かまちづくり計画」の中でも、河川空間を安全に楽しく利用できるように、河川利用のための注意看板の設置や情報共有のあり方など、利用者への安全対策について周知啓発に努めたいと考えています。

これまでに取り組んでいる教育現場での注意喚起や、消防署による広報活動に加え、可能な安全対策を関係機関と連携、協議を行いながら順次実施したいと考えています。

市立大洲病院について

**問** 手すりが不足しているなど安全に配慮した施設の改善を求め、市民の声に対してどのような対応を検討していくつもりか。

**答** 市立大洲病院は、移転改築後約26年が経過し、市内のほかの病院と比較すると構造的にもやや古いものとなっています。

手すりは、建築当初から必要と思

われる箇所には設置し、その後も患者さんからのご意見も踏まえて必要に応じた新設等も行いましたが、診察室や病室、トイレなどでは、必要な部分に手すりが設置しきれない箇所もありご不便をおかけしています。

病院施設は、医療法に基づく構造設備の基準を満たす必要があり、建築当初は寸法、面積など基準に余裕を持って適合していましたが、現在の基準では、手すりを新たに設置することができない箇所もあります。

また、診察室や病室等手すりをつけることで狭くなり、患者さんの移動や診療に支障をきたす場合もあると考えています。そのため、足の不自由な方のために、車椅子や歩行器を準備したり、入院時には看護師等が補助をして対応しています。

今後も、患者さんに安心して受診していただけるよう、ご意見を十分に踏まえ、改善できるところは真摯に対応していきます。

## 梅木加津子議員



録画  
配信中



### 一括質問方式

- ①大洲市立地適正化計画
- ②新型コロナウイルス感染症対策
- ③学校給食の無償化
- ④国保税の引き下げ
- ⑤阿蔵高山建設残土処理場

### 大洲市立地適正化計画について

**問** 肱南公民館の建て替えの具体的なスケジュールは決まったのか。

また、商店街の活性化、空き店舗、空き住宅などの問題と併せた取組が必要と考えるが、住民の意見をどのように集約していくのか。

**答** 現在、庁内での検討委員会で、施設の導入機能や規模など、肱

南地区複合施設整備事業基本計画の検討を行っており、具体的なスケジュールは決まっています。

肱南公民館の建て替え及び周辺整備については、大洲市肱南公民館周辺整備基本構想策定時に、肱南地区住民、公民館利用者、児童・生徒を対象としてアンケートを実施しており、その意見を参考にしながら、施設の活用や景観に配慮した施設整備の検討を行っています。

また、基本計画案の策定後には、「肱川かわまちづくり計画」との関係する部分の国との協議や、地元代表者への説明を行う予定としており、ご意見を参考にしながら、多くの皆様が利用いただける施設となるよう整備を進めたいと考えています。

商店街の活性化、空き店舗対策については、基本構想の中で、町なかの古民家等の既存ストックを活用する方向で、古民家を再生して新しくオープンする店舗と、既存の商店街との連携を図りながら、経営戦略の軸を観光消費型へ転換していく取組が必要だと考えています。

### 新型コロナウイルス感染症対策について

**問**

ワクチン接種は怖い、健康の理由で受けられない、子供には心配などのため接種ができない方や、そのほかの理由でも、いつでもどこでも、誰でも、無料で何回でもPCR検査が受けられるようにすべきと思うがいかがか。

**答**

PCR検査については、現在高齢者施設、障がい者施設、救護施設への新規入所者及び施設従事者が行うPCR検査、抗原検査に助成を行っています。

本市の感染状況は、市中感染が頻繁に確認されるなどの蔓延している状況ではなく、また濃厚接触者や症状がある方の必要な検査は、保健所や医療機関で行われていますので、市単独によるPCR検査の実施は考えていません。

### 国保税の引き下げについて

**問**

コロナ禍で市民の収入が激減している中で税負担は大きい。9月現在で2億6千万円の余剰金があるが、生活に困窮している市民のため、国保税を減額するつもりはないか。

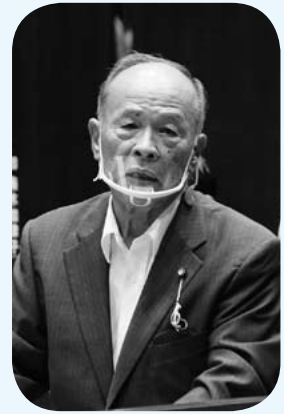
**答**

国民健康保険事業の運営は、被保険者の高齢化による医療需要の高まりや医療費の高額化が進む一方で、被保険者数の減少やコロナ禍による傷んだ経済の影響を受け、個人所得の減少が進むなど、税収等の必要な財源の確保が見込めない状況です。

このため、令和3年度予算では、加入者負担の軽減を図る観点から税率置きによって、不足する財源に前年度繰越金、決算余剰金の一部を充てることで収支の均衡を図っています。

コロナ禍の収束が見えず、回復の兆しが見通せない経済情勢の中、今後も税収等の確保が一層厳しくなることが予想されることから、9月補正予算時点で2億6千万円ある決算余剰金は、財政の安定化を図る上で不足する財源の補填や、次年度以降における税負担の激変緩和に要する財源として計画的に確保していく必要があり、現時点で保険税率を引き下げることは考えていません。

宇都宮宗康 議員



一問一答方式

- ① 甚大な盛土崩壊
- ② 安全な登下校

甚大な盛土崩壊について

問

愛媛県は土砂災害警戒区域内や上流域にある大規模盛土造成地70か所を緊急点検するとし、このうち大洲市には8か所あるが現地確認した結果はどうであったか。

答

本市では、平成30年度に大規模盛土造成地等の位置等の調査を行い、市内25か所の大規模盛土造成地を確認し、防災意識の向上や災害の未然防止を目的に、令和元年度から市のホームページで公表しています。

緊急点検は、そのうち土砂災害警戒区域の区域内及び上流域に位置する8か所について、県及び市職員が合同で現地点検を実施しました。

点検では、宅地地盤・擁壁・のり面の変状、地下水及び排水施設の変状、損傷等がないか確認しましたが、土砂が流出するような危険な状況はありませんでした。

引き続き国・県と連携し、大規模盛土造成地の安全対策に取り組んでいきたいと考えています。

問

建設残土処理場の所在地や所有会社との把握及び急傾斜崩壊危険箇所などの危険な場所への建設についてはいかがか。

答

建設残土処理場の規制の有無としては、愛媛県のいわゆる愛媛県土砂条例によって、区域の面積が3千平方メートル以上を埋め立てる場合は、事前に知事の許可を受けなければなりません。

市内の建設残土処理場の所在地や所有会社で市が把握しているのは、県の土砂条例など県へ届出をしている4か所の建設残土処理場で、4業者が所有をしています。うち1か所

については、土石流危険渓流に位置していますが、4か所とも県の緊急点検で異常ないことが確認されています。

なお、県の土砂条例の許可が不要で把握できていない小規模な土砂の埋立て等は、現在の法律等では現状把握が困難なため、今後の国・県の動向を注視したいと考えています。

安全な登下校について

問

交通安全対策特別交付金は地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てる財源として交付するところがあるが、本市にはどのぐらい交付され、どのような対策に充ているのか。

答

交通安全対策特別交付金は、原則金収入を原資としていて道路交通安全施設整備の経費に充てることを目的とされ、令和2年度は567万円交付されています。その用途としては、ガードレール、ガードパイプやカーブミラーなどの道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用としています。

道路の安全管理は、道路管理者が

関係各所と協力し対策を行っていますが、通学路に関しては教育委員会が中心となって安全対策を実施しています。

大洲市通学路安全推進連絡協議会では、通学路の安全対策として毎年合同点検を行うなど、児童・生徒の安全確保に取り組んでいます。具体的には、各学校から危険箇所の報告を受け、教育委員会、学校、警察署、危機管理課、道路管理者が実際に現場を確認して、ハード、ソフト両面の対策の検討をしています。これまでにも合同点検の結果を受けて、通学路にグリーンベルトや横断歩道を設置するなど、児童・生徒が安全に登下校できるよう取り組んできました。

今後も、子供たちが安全に通学できるように関係各所とも連携し、定期的に点検を実施することで危険箇所を改善し、子供の安全を確保するとともに子供たちへの指導も行います。また、通学路以外で安全対策が必要な箇所も、安全・安心な交通環境の確保が図れるよう努めます。



# 児玉康比古議員



## 一問一答方式

- ①自治会及び公民館のあり方
- ②7月18日に発令された避難指示

### 自治会及び公民館のあり方について

**問** 33自治会の中で住民数500人以下の地域が13自治会あり、また高齢化率も高く、十数年後には数地区では住民数が100人以下になると予想される。

自治会を持続するためには、最低限の住民数を定めないと自治会として生涯学習や社会教育などを推進できないと思うが、市としてどう考えているか。

## 答

令和3年3月31日現在の住民基本台帳によると、総人口に対する65歳以上の人口が占める割合、いわゆる高齢化率は指摘のとおり36・5%と高く、将来的にさらなる高齢化と人口減少が進むものと考えています。

そのような中、自治会組織の最低住民数については、現時点で住民数だけで判断することは考えていません。持続的なまちづくりを推進していく体制として、地理的条件や活動状況等を踏まえ、自治会の統合に関しては地元の意向を尊重しながら検討していく必要があると考えています。

## 問

現在、地域自治組織再編検討会議の委員となっている各自治会長10名と公民館長7名の任期はそれぞれ2年及び1年間となっているが、新しい委員から異なる意見や提案があれば、白紙からの審議に戻る場合もあるため、決定までは同一メンバーで行うべきと思うがいかがか。

## 答

7月1日に検討会議を立ち上げ、第1回の会議を7月30日に開催したところで、今年度は地域自

治組織の体制及び活動や、活動拠点施設のあり方について検討いただくこととしており、地域自治組織の目的や自主的な取組など、共通理解を深めていただくための研修等を含め、全体で5回の開催を見込んでいます。

委員の任期は、設置要綱で検討会議の所掌事務が終了するまでとされていますが、公職にある委員の任期はその公職にある期間と定めています。ご提案の円滑な審議と会議運営は大変重要なことと認識していますので、委員任期を踏まえた計画的な議論と協議結果等の共通理解を図り、自治会連絡会議、公民館長会等への説明など、皆様のご意見を反映できるように努めたいと考えています。

### 7月18日に発令された避難指示について

## 問

私は、以前の勤務先で多くの事業運営に関わってきたが、事業内容の大小にかかわらず、常に振り返り、次に向け改善を行ってきた。

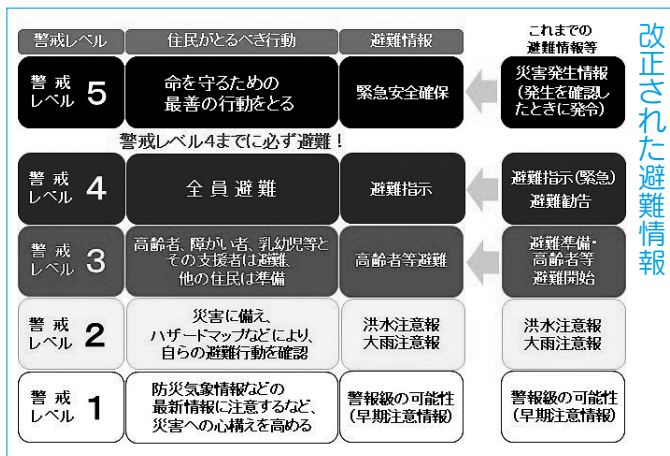
今回も検証作業をされると思うが、どのような方法や構成メンバー

## で行うのか。

## 答

今回の災害対応は、東京大学大学院や愛媛大学大学院の専門家をはじめ、国土交通省、愛媛県、消防署、松山地方気象台等で組織する肱川流域水防災緊急対応タイムライン策定部会で振り返りを行っています。

また、従事職員から事務作業の進め方や情報共有方法の改善などの提言を受けていますので、可能なものから順次反映させ、災害対応の迅速化や効率化を図りたいと考えています。



## 議会活性化特別委員会 最終報告（要約）

委員長 弓達 秀樹

当委員会は、平成30年12月定例会において、市民に開かれたより信頼される議会となるよう、大洲市議会基本条例の検証及び評価、推進を図り、自らの改革と議会機能の強化及び活性化に資するために設置されました。

これまで18回の委員会と2回の行政視察を実施し、当委員会に付議された事項について、調査・検討を行ってきました。

### ○議員定数に関すること

次期改選期における議員定数について、計6回にわたり他市の状況等も見ながら検討を重ね、「現在の人口2千人に議員1人という状況は、近隣の市の状況を見ても妥当」、「地域住民の声を市政に届けるためにも議員を減らすべきではない」などの考えから「現状維持」との意見や、「災害の復興が道半ばで、いまだ仮設住宅などで生活されている方々のことを考え

ると我々も痛みを感じるべき」、「市民に言われてからではなく、議員自らが率先して削減に動くべき」などの考えから「1名減」とすべきとの意見がありました。

全会一致を目指して、最後まで議論を尽くしましたが、定数を現状維持とする意見と減員すべきとの意見に分かれたため採決を行った結果、賛成多数により、次の一般選挙の議員定数については現状維持とすることに決しました。

### ○「大洲市議会基本条例」の検証、評価及び推進に関すること

「大洲市議会基本条例」の達成状況等について検証を行い、検証対象外を除く約8割の条文が達成または一部達成しているという評価で、本市議会が条例の趣旨に即して一定の活動ができていたとの検証結果となりました。

今後は、この検証結果に満足することなく、検証で出された課題や改善策について、達成に向けて引き続き調査・検討する必要があると考えています。

### ○議会ICT化に関すること

議会運営の効率化や議会機能の強化、危機管理体制の強化等を行うため、タブレット端末の有効性について調査・検討を行い、令和3年10月の議員改選後にタブレット端末を導入することを決定しました。

その後、新型コロナウイルスによる世界的な半導体不足が原因で、令和3年10月までに端末の調達ができなくなったため、導入時期については、今後の状況を注視し、調達の目的が立ち次第、早期に導入を進めることとしました。

### ○議員選出監査委員に関すること

平成29年6月の地方自治法の一部改正により、議員から選出する監査委員の選任の義務付けが緩和され、委員を選任するかしないか、各自治体の判断により選択できるようになったものです。

議員選出監査委員が置かれているメリット・デメリットや、他市の状況等について調査・検討しましたが、現状維持とする意見が多数を占め、引き続き、議員の中から

ら監査委員を選出するのが妥当との結論となりました。

### ○議会への女性参画に関すること

女性をはじめ多様な人材の参画を推進するため、「大洲市議会会議規則」における会議の欠席事由に、育児や看護、介護、配偶者の出産補助等を明文化するとともに、出産については産前6週・産後8週の欠席期間に配慮した規定を整備するなど、会議規則の一部改正を行いました。

### ○その他活性化に関すること

大洲市内で災害等が発生した場合に、議会及び議員が適切な対応を図るために必要な事項を定めた「大洲市議会災害等対応指針」の制定や、市民が傍聴しやすい環境を整えた「大洲市議会傍聴規則」の一部改正、より開かれた議会を目指し、公職選挙法で認定された通称名や旧姓について議会での使用ができるものとする「大洲市議会議員の通称名等の使用取扱要綱」を制定しました。

### ○総括

当委員会における調査は終了し

ましたが、議会に求められるものは時代により異なり、議会改革に終わりはありません。「大洲市議会基本条例」の検証により挙げられた課題等についても、引き続き調査・検討を行う必要があります。

今後も、市民福祉の増進と市政の発展のため、更なる議会活性化の推進が図られ、議会の機能発揮と市民の皆様が開かれた、より透明性の高い議会となることを切に希望しまして、議会活性化特別委員会の最終報告とします。



行政視察の様子（福岡県八女市）

## 肱川流域治水対策特別委員会 中間報告（要約）

委員長 宇都宮 宗康

当委員会は、当市の安全・安心の確保と清流肱川の復活に資することを目的に設置され、これまで12回の委員会と8回の行政視察を実施し、治水対策について調査・検討を行ってきました。

肱川は大洲盆地から下流は勾配が緩く、河口付近も山が河川に迫り川幅が狭いため、洪水による甚大な被害をもたらしてきました。

このため国・県では、平成16年5月、河道の整備、山鳥坂ダムの建設、鹿野川ダム改造事業を3本柱とした肱川水系河川整備計画を策定し、概ね30年をかけて治水対策に取り組むこととされました。これと並行して市では、平成25年3月に肱川減災対策計画を策定し、内水による浸水被害の軽減などを目的に、ポンプ排水や排水路整備などのハード対策や、情報伝達手段の多重化などのソフト対策に取り組んでいます。

しかし、これらの対策の達成を見ないまま、あの災害の日を迎えたのです。平成30年7月7日に襲った洪水は、大洲市における戦後最大規模の災害と言われ、暫定堤防7か所すべてからの越流、東大洲地区の二線堤の越流など、浸水面積約1,372ha、浸水建物約4千棟、関連死を含め5名もの尊い命を奪う大災害となりました。

大洲市議会では、治水対策や被災住民への支援など、災害からの復旧・復興を目指すため、発災直後の平成30年9月に、10項目の要望を意見書としてまとめ国・県に提出し、当委員会としても、より治水対策に特化した意見書を取りまとめることとしました。

その内容は、①肱川水系河川整備計画の対象区間の見直し、②内水対策の充実、③河床掘削と河道内立竹木伐採の積極的な実施、④民間活力を導入した河川堆積土砂の撤去、⑤詳細な堤防点検の実施、⑥鹿野川ダム、野村ダムのダム操作規則等の見直しと流域住民

への周知の6項目です。これらを委員会提出議案として平成30年12月議会に提案し、全会一致で可決され、平成31年1月9日には県知事をはじめ、県議会議長など関係機関へ要望活動を行いました。

令和元年12月には、肱川水系河川整備計画が変更され、激特事業が採択されたことにより、「緊急的対応」「概ね5年後までの対応」「概ね10年後までの対応」の3段階の対応として、再度災害防止に取り組む「肱川緊急治水対策」に着手することになり、令和10年度頃には、平成30年7月洪水と同規模洪水は安全に流下させることができることとされたのです。

緊急的対応としては、河道掘削、樹木伐採、暫定堤防の一部かさ上げ、ダム操作規則の変更。5年後までの対応としては、激特事業による肱川中下流部での築堤、暫定堤防のかさ上げなどによる流下能力の向上、野村ダム・鹿野川ダムの操作規則の変更など。10年後までの対応としては、山鳥坂ダムの完成とともに更なる河川整備

の推進を図るとされています。

その後、委員会では、河川整備計画の進捗状況や提出した意見書に求めた内容を確認するため、理事者の報告を求めました。

まず、国管理区間の堤防の進捗状況は、下流側から順に整備され、小長浜地区、加世地区、多田地区及び小貝地区は工事を実施中であり、下流各工区の工事は急ピッチで進んでいます。

中流の玉川只越地区や上流の柚木地区は、地元説明会などを経て用地買収を行い、令和4年度からは本格的に工事が進められます。

如法寺地区では、用地買収が完了し、今年度から工事に着手予定で、東大洲、春賀、白滝など7か所の暫定堤防も令和5年度までにはかさ上げされる予定です。

県管理区間は、肱川本川に全部で11工区ありますが、中尾、追打上流、村島、菅田の4工区は用地買収が完了し、令和2年度末から堤防工事を実施中です。残る7工区は現在も用地買収中です。

また、久米川の築堤も進めら

れ、築堤等による治水対策は進んでいるとの説明を受けました。

現在施工中の築堤事業は、激特事業期間の令和5年度の完成を目指しており、委員会としても予定どおり完成するよう求めました。



築堤状況（小長浜地区）

提出した意見書の状況について

は、肱川水系河川整備計画の対象区間の見直しでは、整備区間外の鹿野川地区から菅田・藤の川地区までを計画内に位置付け、恒久的・抜本的な治水対策を講じるよう求めたものですが、整備計画の変更後は、藤の川、大川地区など6工区が整備区間に追加され、小

田川合流点から鹿野川地区までを必要な対策を行う区間として位置付けられました。

築堤工事完成後は内水による浸水被害が懸念されます。これらの対応については、現行の肱川減災対策計画を見直し、内水対策に特化した計画を策定中で、計画は国・県・市の協働及び役割分担のもと、家屋の床上浸水被害の軽減を図ることが目的とのことです。今年度中には具体的計画が示されます。

河床掘削と河道内立竹木伐採の積極的な実施では、平成30年度以降、国管理区間では河道掘削量が約17万4,800立方メートル、樹木伐採面積約3万6,500平方メートル、県管理区間では河道掘削量が約20万3,200立方メートルとの報告がありました。なお、今後も土砂の堆積状況を調査し、治水対策上必要な箇所は、河道掘削や樹木伐採を行っていくとのことです。

委員からは、掘削や伐採など「見える」ことが安心感にもつながるので、計画的に整備をお願い

したいとの要望が出されました。

詳細な堤防点検の実施については、国・県では随時点検し、対策が必要な箇所は速やかに対応され、現在は城山下の中島堤防漏水対策工事を実施しています。

ダム操作規則の見直しと流域住民への周知ですが、災害後の検証の場で行われた技術的な考察の結果に基づく効果的なダム操作規則に見直すとともに、住民への説明会などで広く周知することを求めたのですが、令和元年6月の鹿野川ダム改造事業の完成に伴い、6月6日に操作規則を変更し、住民説明会の開催やHP内での公表を行っているとのことです。

以上のように、要望した内容は概ね実施され、治水対策は当委員会発足時からすると目に見えて進んでいる状況です。

一方、流域治水という新たな対策も打ち出されています。これは、超過洪水に対応する対策として官民協働、流域全体の関係者が協力し水災害を軽減させようという考えですが、委員より、これま

での治水対策との比較について質したところ、ダムや築堤だけで洪水に対応するのではなく、山の保水力増強や水田貯留、ため池の活用などにより、肱川本川に流れこむ水の量を減らすことで、平成30年7月洪水以上の洪水に耐えうるための考え方で、現在は実現可能な具体策を各課横断的に検討しているとの答弁がありました。

さらに、今年5月には、山鳥坂ダム建設位置の変更の可能性があると発表があり、山鳥坂ダム工事事務所に説明を求めたわけですが、その中で、「技術革新による詳細なボーリング調査により、地滑りの恐れがある箇所が判明した。今の技術力なら計画位置に建設は可能だが、現計画位置で建設する場合の地滑り対策の費用や、上流側に建設場所を変えることによる影響等を検証している段階で、検証に時間をかけるつもりはない」とのことですので、近い将来、方針が明らかになると考えています。

変更された肱川水系河川整備計



画は、3つのダムと河道掘削などの整備を軸とした計画ですが、計画の実現によってもたらされる安全・安心な生活は、あの災害を経験した私たち市民はもとより、関係する人々の悲願です。

そして、私たちはこれからも肱川と共に生きていきます。そのために、肱川治水対策は常に念頭に置いておかねばならない課題です。当委員会としては、安全・安心な生活の実現に向けて、引き続き調査、研究を行い、今後も検証・意見具申していかねばならないとの共通認識です。

## 委員会審査

### 総務企画委員会

委員長 児玉 康比古

#### ◆健康都市宣言について

**説明** 今年3月に、健康づくり及び健康寿命の延伸に関する施策の推進と、健やかに暮らせるまちづくりの実現を目指し、「大洲市健康基本条例」が制定された。

それらを実現するため、取り組んでいく内容をわかりやすく宣言として掲げることで、市民の健康に関する意識の醸成を図ろうとするもの。

**問** 宣言の中に取り組むべき事項として「健康づくりに取り組める安全・安心な環境を整える」とある

が、環境とはどのようなものか。

**答** 運動を例とすれば、運動を行う施設整備などの環境や、運動に親しむことができる機会が提供されている環境であると捉えている。

9月定例会で各委員会に付託された議案について審査を行いました。

**問** 健康に関する市民アンケートの調査方法や回収率、結果の概要

について

**答** アンケートは、無作為抽出により約4千人の市民を対象に行った結果、1,786人の回答を得、回収率は44・7%であった。

回答から見えてきたことは、1点目は、健康状態が良いと答えられた方ほど幸せと感じており、健康と幸福感との関係が深いということ。2点目は、健康に関する情報が不足しているとの回答が約2割あり、市からの情報発信や普及啓発が重要であること。3点目は、仕事が忙しいなどの理由で運動をしていないという方が1/3を占めており、地域社会全体での意識付けや運動ができる環境を整えていく必要があること。

今後、これらの調査結果を反映した取り組みを進めていきたい。

意見 この宣言は、市民の健康に対する意識の醸成が目的なので、HPや様々な方法を活用し、積極的な情報発信をしていただきたい。



### ◆ 肱川地区複合公共施設整備事業について

説明 平成30年7月豪雨災害で甚大な被害を受けた鹿野川地区において、支所や公民館、図書館など隣接する4つの公共施設を集約し、肱川地区複合公共施設として整備を進めるもの。

### 問 地域住民の理解や要望等への対応について

答 今年3月に基本設計をもとに地域への説明を行い、地元住民の理解を得た上で実施設計に取り組んでいる。

施設整備に関する地域からの要望にも、可能な範囲で意向を踏まえた

設計としており、地域との合意形成のもと進めている。

### 厚生文教委員会

委員長 東 久延

### ◆ 大洲市手数料条例の一部改正について

説明 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの手数料を徴収することができる規定が新設されたことから、本条例中、個人番号カードの再発行に関する手数料の規定を削除するもの。

### 問 個人番号カードの交付実績等について

答 再交付の実績として、令和2年度は32件であったが、今年度は4月から7月までの4カ月間で36件となっている。

### 問 交付率が高くなれば、カードを紛失することも多くなると予想されるが、再交付手数料はどのよう

な場合においても必要となるものなのか。

答 個人番号カードを紛失または著しく損傷した場合や、カードの機能が損なわれた場合は、手数料が必要となるが、自治体や地方公共団体情報システム機構の不備によるもの、また、被災など本人の責任によらない場合などは、手数料は不要である。

### ◆ 令和2年度大洲市病院事業会計決算について

説明 病院事業は、総収益33億18万1,286円に対し、総費用31億9,417万7,562円で、差し引き1億6百万3,724円の純利益となっており、令和2年度も黒字決算となっている。

黒字となった主な要因としては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、延べ入院患者数は前年度比1,347人減の27,976人、また外来患者数も1日当たり23・5人減の313・6人となるなど、入院・外来ともに患者数は減少したも

の、一般会計補助の繰り入れ基準が変更されたことや、新型コロナウイルス感染症関連の補助金が交付されたことによるもの。

### 問 一般会計や国・県からの補助金によって維持運営ができていますと考えている、病院事業は市民福祉に関する部分であるので容認することであったが、経営という観点からは、補助金等に頼らず、病院を利用してもらえよう施設の改修など、計画的に実施しなければ、数字の改善は見込めないのではないか。

答 患者数は年々減少傾向にあることは認識している。医師の確保や建物の長寿命化計画など、患者さんの利便性に配慮するとともに、診療体制の充実のため慎重に取り組んでいきたい。

意見 患者さんのもとより、そこで働く医師、看護師、職員などの職場環境の充実が経営改善につながっていくのではないかと。また、自治体病院として市民福祉の充実を図る責務があるが、その中にも収支のバランスを保てるようお願いしたい。

## 産業建設委員会

委員長 新山 勝久

### ◆農地中間管理機構事業について

**説明** 農地の有効活用や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を促進するため、農地集積・集約化に取り組む地域に協力を交付するもの。

**問** 協力の交付を受けようとする野佐来地区の組織は、どのような運営や活動をするのか。

**答** この集落営農組織は、農地中間管理機構を活用するために新たに設立された組織で、地権者ほか担い手28名で構成されている。

今回集積した農地について、その組合員で営農活動を実施していくこととなる。作付けは、薬用のシソ・八朔・ケールなどの薬草や、水稻を予定されている。

### ◆市林業総合センター改修事業について

**説明** 大州市林業総合センターは、昭和61年3月の建築後35年が経過し、老朽化等が著しく進んでいるこ

とから、板張りの外壁や窓枠、雨どいなどの劣化箇所の改修をはじめ、利便性の向上のためにトイレの洋式化を図るなど、大規模な改修を行うもの。

**問** 改修には森林環境譲与税基金を財源としているが、今回どのような判断で予算化したのか。

**答** 今回の改修は、外壁や内装など劣化箇所の改修のほか、ウィズコロナに対応するためトイレを洋式化し、手洗いや小便器をセンサー式に変更することとしている。

また、最新技術を用いた液体ガラス処理や、環境に配慮した低毒性の加圧注入式の防腐・防蟻剤などで加工された安全で耐久性にも優れている木材を使用することから、完成後はこれらを活用したモデル施設として広く啓発を行うことで、今後、一般住宅への普及を期待している。

**問** 森林環境譲与税の用途について、どのように配分しているのか。

**答** 大州市では、自伐林家や森林組合、製材業者、地元工務店などの

代表者で構成する大州市森林経営管理事業等検討委員会において実施計画を策定し、森林(もり)を育む、担い手(ひと)を育む、林業(しごと)を育むという3つの基本柱により、バランスよく施策を展開しており、毎年、検討委員会で事業の評価・検証を行いながら適切に事業推進を図っている。

**意見** 林家の皆さんを直接支援できる事業を実施するなど、森林環境譲与税の使い方には十分考慮して有効に活用していただきたい。

大州市林業総合センター



◆令和2年度大州市企業会計決算について(工業用水道事業会計)

**問** 毎年、減収補填補助金として一般会計から繰り入れているが、その現状についてどのように考えているのか。

**答** 工業用水は企業誘致に対して有利なインフラとなるが、現実的には工業用水を大量に使う企業に来ていただけない現状である。

工業用水道事業については経営戦略を策定し、経営改善のためには、契約水量を増やすことが重要であり、今後は料金の見直しの検討も必要であると考えている。

**問** 設備の更新時期が来ているが、今後どのように対応していくのか。

**答** 設備が大分古くなってきているが、更新事業を進めなければならない状況となっている。

今後は老朽管の布設替えや部分的な修繕により延命化を図りながら、通常の耐用年数ではなく使用年数で更新を判断するなど、集中する投資の平準化を図りながら実施していく計画としている。

## 市議会からのお知らせ

### インターネット録画配信

市議会では、市民に議会情報を迅速に広く発信し、開かれた議会を目指すことを目的に、動画共有サービス「YouTube」の動画サイトを利用して、本会議の録画配信を実施しています。

市公式ホームページ（アドレスは、表紙に記載）からご覧いただけますので、是非ご視聴ください。



携帯電話のQRコード読み取り機能を利用してアクセスすることができます。

### 議会を傍聴しませんか

議会開催中は、市役所庁舎5階傍聴席で本会議を傍聴できますので、お気軽にお越しください。

また、各支所（長浜、肱川、河辺）において、本会議は、本会議当日に生中継を実施しています。



傍聴席からの眺め



全国高校総体(インターハイ)で快挙を成し遂げた大洲高校カヌー部  
スプリント・カナディアンフォア(200m優勝・500m準優勝)

## 議会日誌

### 《6月》

- 25日・肱川流域治水対策特別委員会
- 28日・肱川公民館岩谷分館起工式

### 《7月》

- 1日・盤泉荘（旧松井家住宅）公開記念式典
- 〃日・うかい開き
- 5日・議会運営委員会
- 13日・一部事務組合議会臨時会（3議会）
- 15日・粟津小学校屋内運動場お披露目会
- 26日・議会運営委員会
- 〃日・議会活性化特別委員会
- 28日・肱川流域総合整備推進協議会による四国地方整備局要望（高松市）

## 編集後記

秋風が気持ちよい季節となりましたが、皆様いかがお過ごしですか。寒暖差の激しい時期ですので、体調には十分お気を付けください。

さて、10月2日から新たな議員任期がスタートしました。大洲市の発展に努めてまいります。ご支援・ご協力をよろしくお願い致します。